

議事日程第3号

令和8年3月12日（木曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問（5番～7番）

町長の施政方針に対する質問（8番、9番）

日程第3 議案の委員会付託 7件

議案第10号 令和8年度御嵩町一般会計予算について

議案第11号 令和8年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について

議案第12号 令和8年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第13号 令和8年度御嵩町介護保険特別会計予算について

議案第14号 令和8年度御嵩町水道事業会計予算について

議案第15号 令和8年度御嵩町下水道事業会計予算について

議案第25号 御嵩町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

出席議員（11名）

議長 高山 由行	2番 広川 大介	3番 山田 徹
5番 可児 さとみ	6番 鈴木 秀和	7番 清水 亮太
8番 奥村 悟	9番 伏屋 光幸	10番 大沢 まり子
11番 岡本 隆子	12番 谷口 鈴男	

欠席議員（なし）

欠員（1名）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡辺 幸伸	副町長 筒井 幹次
教育長 奥村 恒也	総務部長兼 庁舎整備室長 山田 敏寛
企画部長 岡本 拓	民生部長 中村 治彦
建設部長 早川 均	教育参事兼 学校教育課長 高木 雅春
総務課長 土谷 浩輝	企画課長 荻曾 弘太郎

まちづくり課長	栗谷本 真	税務課長	丸山浩史
住民環境課長	金子文仁	保険長寿課長	日比野克彦
福祉子ども課長	額 泰浩	農林課長	大久保嘉博
上下水道課長	木村公彦	建設課長	古川 孝
亜炭鉱廃坑 対策室長	有国敦夫	会計管理者	塚本政文
生涯学習課長	渡辺 直		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	日比野 浩 士	議会事務局 書記	井 上 美佐子
--------	---------	-------------	---------

開議の宣告

議長（高山由行さん）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

なお、本日の会議は、昨日同様インターネット配信用にビデオカメラによる撮影を行います。撮影の都合上、一般質問の間、3番 山田徹さん、10番 大沢まり子さんの議席をそれぞれ変更しますので御了承ください。

また、中日新聞社様、岐阜新聞社様より撮影の依頼がありましたので、これを許可いたします。

会議録署名議員の指名

議長（高山由行さん）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、11番 岡本隆子さん、12番 谷口鈴男さんを指名いたします。

一般質問及び町長の施政方針に対する質問

議長（高山由行さん）

日程第2、一般質問及び町長の施政方針に対する質問を行います。

町政一般に対する質問と町長の施政方針に対する質問の通告がありましたので、受付順序に従って発言を許します。

なお、質問、答弁とも簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

それでは、一般質問を行います。

9番 伏屋光幸さん。

9番（伏屋光幸さん）

改めて、おはようございます。

昨日は地震のあれで、一日中テレビ等もそのことで沸いていた1日でした。

議長の許可が下りましたので、いただきましたので、御嵩町耕作放棄地数と耕作放棄地面積について、大項目1点のみの一般質問をさせていただきます。

現在、インフルエンザが流行しておるようです。皆様方も健康管理には十分留意されますよ

う。

では、本題に入ります。

私は、議員になり農林課に質問するのは今回で2回目であります。質問の中で農業委員会の活動のことも出てきます。私は、議会議員になる前、農業委員会にお世話になっておりました。山田議員が令和6年12月の第4回定例会一般質問で農業政策の今後について質問をされました。実態データは農林業センサス2020から耕作放棄地の数値データは統計資料に記載がないということでした。

今回、私は耕作放棄地数などについて質問をいたします。

耕作放棄地は、農業委員会が毎年パトロールを実施しております。地権者に農地管理通告書を郵送しています。これは、私が在籍したときから変わっていないようです。

現在、農業委員会では、平成30年から農業委員会などに関する法律の改正による新体制となったことを機に、農業委員会が耕作者を確保した上で、委員全員総出で除草、耕起をし、耕作地に戻す作業をしております。これは遊休農地解消の成果を上げており、令和2年、2020年12月に耕作放棄地解消活動で農林水産大臣賞を受賞しております。

ここで質問を3点ほどさせていただきます。

農業委員会の活動により、遊休農地、これは同じような意味ですけど、耕作放棄地、面積は減少していますか、また現在の遊休農地面積はどのくらいありますか。

活動によって増加した耕作地はどのくらいありますか。

それから、3点目に、農業委員会の遊休農地解消などの活動について、地元農業者の認知度はどの程度でしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（高山由行さん）

執行部の答弁を求めます。

建設部長 早川均さん。

建設部長（早川 均さん）

おはようございます。

それでは、伏屋議員から、御嵩町の耕作放棄地数と耕作放棄地面積についてと題され、大きく3つの御質問をいただきました。それぞれについて、私から答弁させていただきます。

なお、この答弁の中で、耕作放棄地という名称は遊休農地と読み替えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、農業委員会が担っている役割等について少し述べさせていただきます。

農業委員会は、市町村に設置された行政委員会で、農地法に基づく農地の権利移動の許可や

農地転用案件への意見、具申などのほか、担い手への農地集積、育成、遊休農地の調査、指導などを担っている地域農業の根幹、そして地域農業の振興を支える組織です。全国的には農地の番人とも、地域づくりのリーダーとも呼ばれているところです。

本町における組織としては、御嵩町農業委員会の委員等の定数を定める条例に基づき、農業委員14名、農地利用最適化推進委員4名の計18名が現在3年間の任期の中で活躍しておられます。定例で開かれる会議での協議、審議などのほか、農地パトロールや地域における相談事への対応など多岐にわたる活動をしてみえます。その活動の一つに御質問の中で触れられている遊休農地解消活動があります。

農地における全国的な現状は、農地所有者の高齢化や後継者がいないなどが主な原因として耕作されていない遊休農地が目立つようになってきています。それは本町も同様でございます。

本町の農業委員会では、農地パトロールなどで遊休農地をピックアップし、再び耕作ができるような農地に戻すため、繁茂している草を刈り、根を取り除き、トラクターなどで土を掘り起こし、耕作ができる状態にまでする遊休農地解消活動を平成30年度から続けておられます。再生された農地は、地域の担い手などへ集積する活動も併せて行っております。その一つ一つがとても大変な作業となりますが、農業委員や推進委員は地域農業の代表としての誇りと責任を持って活動しておられます。

それでは、御質問をいただきました1点目、農業委員会の活動により遊休農地面積は減少しているか、現在の遊休農地面積はどれくらいあるかについてお答えいたします。

令和6年第4回定例会において、山田徹議員から農業政策の今後についてと題した一般質問をいただいた中で、本町の遊休農地面積についても問われました。同質問では、そのほかに耕作者数や農地面積などもお聞きになりましたので、農林業施策の基礎資料となる公的な統計調査、農林業センサスの数値を用いて御答弁させていただきました。ただ、その答弁の中で、農林業センサスには遊休農地面積の数値記載がなく、同面積は不明であると答弁させていただいた次第です。

今回の答弁につきましては、農業委員会の活動に基づきという前提で、農業委員会が活動している中で把握しておられる数値をもって答弁させていただきますので、御了承ください。

前述で農業委員会では、農地パトロールなどで遊休農地となっている農地をピックアップしていると述べました。同委員会の毎年度の活動において、農業振興地域、農用地区域内の農用地を中心にパトロールを実施し、農地の利用状況を確認しています。その中で、遊休農地の状況も確認しています。その活動から今年度把握した遊休農地は約17.0ヘクタールです。ちなみに、前年度、令和6年度は約15.7ヘクタール、前々年度、令和5年度は約18ヘクタールと年度により増減が見られます。

農業委員会の活動により遊休農地面積は減少しているかの問いについては、この3年間は年平均0.2ヘクタールの遊休農地解消活動を行っています。合計すると3年間で0.6ヘクタールと遊休農地の解消の一翼を担っていると考えています。

それでは、御質問をいただきました2点目、農業委員会の活動により増加した耕作地はどれくらいあるかについてお答えします。

これも前述で触れましたように、農業委員会による遊休農地解消活動は平成30年度から行われており、今年度の活動で8年間続いていることになります。この活動を集計いたしますと、累計で2.3ヘクタールの遊休農地が耕作地へと再生されていることになります。

それでは、御質問をいただきました3点目、農業委員会の遊休農地解消活動の認知度についてお答えいたします。

農業委員会の遊休農地解消活動については、町広報紙に掲載し、広く紹介、周知しているところです。ただ、同活動の認知度を計るための聞き取りやアンケート調査等を行っているわけではないため、認知度を測る物差しがございません。町としては、この活動をより知っていただけるよう今後もさらに周知を行う中で、町広報紙への掲載以外にも町ホームページやSNSなどの媒体も利用していきたいと考えています。また、報道関係等へも情報提供を行うことで、より広く周知を高めていければと考えているところです。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

[9番議員挙手]

議長（高山由行さん）

9番 伏屋光幸さん。

9番（伏屋光幸さん）

答弁ありがとうございます。

これは、再質問ではありませんけど、私は平成30年度から遊休農地解消活動として、御嵩町農業委員会は今年度までで8年間活動を続けております。

先ほど紹介したように、令和2年12月に農林水産大臣賞を受賞しております。

私は、農業委員会の活動や活動実績を住民にもっと知ってほしいという思いでおります。農業委員会の遊休農地活動について、広く紹介、周知をしていただきたいということを重ねてお願いいたします。

1つだけちょっと聞きたいのは、町として今の遊休農地を今後どういうふうに考えてみえるかということをお1点だけ質問させていただきます。

議長（高山由行さん）

建設部長 早川均さん。

建設部長（早川 均さん）

それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

町といたしましても、やっぱり遊休農地については危惧をしているところがございます。それは、隣接しているのが農地であったり、宅地であったりもするかもしれませんが、そのようなところの環境への影響も考えると、遊休農地の解消というのは進めていかなければいけないと思っております。

農業委員会の活動については非常に大変な活動である中で、平成30年度から続けていただけたことは非常にありがたいと思っております。とかくよい活動であっても、継続していくということは非常に難しいと言われている中、この活動を続けていただけたところにつきましては非常に敬意を表する次第でございます。

町として後押しできることといたしましては、先ほど述べさせていただきました周知をさせていただいて、この活動をより広く知っていただくこと、さらにはこの遊休農地の現状というのを知っていただくということも大切なことかと思っております。町としてなかなか直接的にできるところは少ないのかもしれませんが、農業委員会と連携を図りながら解消に向けて進めていければと思っております。以上です。

〔9番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

9番 伏屋光幸さん。

9番（伏屋光幸さん）

本来、私は再質問をするつもりは全然ありませんでしたが、丁寧な答弁をいただき感謝しております。

今後も農業委員会の活動についてしっかりと指導のほうよろしくお願いして、私の質問は終わりいたします。ありがとうございました。

議長（高山由行さん）

これで伏屋光幸さんの一般質問を終わります。

続きまして、2番 広川大介さん。

2番（広川大介さん）

よろしく申し上げます。

それでは、今回は共創の在り方とその認識の共有についてという質問をさせていただきます。

3月1日発行の議会報において、編集委員のつぶやきというコーナーに私は次のように寄稿しました。

困ったときはお互いさまは、助けた側の謙遜の言葉だ。行政が共創という言葉で住民や担い

手の善意をくくるなら、それは無自覚な善意の搾取になりかねないという一文です。

お互いさまという言葉は、本来助けた側が相手の気兼ねや負い目を和らげるために用いる優しさや謙虚さを言語化した表現であり、助けられる側、助けを求める側が当然の前提として使うものではないと私は考えています。これを行政と担い手の関係性に置き換えて考えるとどうでしょうか。

行政には公助として果たすべき役割があります。しかし、役割が曖昧なまま共創という言葉だけが先行し、住民や担い手のボランティア精神や責任感に依存する構造が生まれてはいないでしょうか。お互いさまだから、地域のためだからという言葉が結果として善意を軽視、あるいは当然のように思ってしまうことにつながっていないか、私は強い問題意識を持っています。そこで町長にお伺いします。

共創という言葉は、行政が責任を軽減するための便利な言葉であってはならないはずです。現在の御嵩町において、この共創という言葉が本来の意味を保ったまま使われているのか、それとも意図せず住民への依存を正当化する形になってはいないか、この点についての町長の御認識をお聞かせください。当然ながら、町長が住民や担い手の善意に依存することを意図していないことは理解しています。だからこそ共創という言葉をどのような考え方、どのような責任分担の下で用いているのか、その定義を改めて明確にしていきたいと考えています。

さて、町長が共につくろうと旗を振る一方で、その理念は実際の行政運営の現場においてどのように受け止められているのでしょうか。

例えば、意欲のある担い手の方々が、町のために新しい取組に挑戦しようと役場の窓口を訪れる場面を想像してみます。町長からは応援するというメッセージが発信されている。しかし一方で、担当課の窓口では法令や前例を理由にそれはできません、それでは駄目ですといった指摘に終始してしまう、そうした声を耳にすることがあります。

もちろん法令遵守は行政の根幹であり、これを軽視することは許されません。ただ、共創を掲げるのであれば、行政の役割は可否を判断するただの審判であってはならないはずです。法令を踏まえた上でどうすれば実現できるのか、どのような方法であれば可能なのかを担い手と共に考える伴走者としての姿勢が求められているのではないのでしょうか。それではできませんで終わるのか、この形であれば可能ですと知恵を出すのか、この一步の違いは住民や担い手を共に取り組むパートナーと見ているのか、それともただの要望者として見ているのか、その姿勢の違いを如実に表すものだと感じています。

そこで1点伺います。

町長の掲げる共創という理念は、各課の職員一人一人にまで自分たちの仕事の進め方や判断の在り方を問い直すものとして浸透しているとお考えでしょうか。理念と現場との間に受け止

め方の差が生じていないか、その点についての町長の現状認識をお聞かせください。

以前、私は一般質問を通じて、あるボランティア団体の待遇改善について取り上げました。その後、庁内の方から、担当課が私の質問について外で不満を漏らしていたという話を聞きました。担当課がおまえのことを何と言っているか分かっているのかと厳しい言葉をかけられたこともあります。確かに行政経験もない新米議員に現場の負担が増えるような意見を言われたら、愚痴を言いたくなる気持ちも分かります。ただ、この出来事は個人の感情の問題ではなく、別の構造的な課題を示していたのではないかと考えています。

私が行った質問は、決して個人的な主張や批判ではなく、選挙で選ばれた町民の代表として担い手の方々が置かれている現実を行政に伝え、その活動を持続可能なものにするために行政としてどのような形で関与すべきか、すなわち共創を進める上で不可欠な公助の在り方を問いかけたものだったのです。もし、こうした問題提起が行政内部で建設的に受け止められるのではなく、面倒な指摘、負担を増やす要望として処理されてしまうとすれば、それは町長が掲げる共創という理念が必ずしも組織全体で共有され、自分事として理解されている状態には至っていないことの表れではないかと私は考えています。

さて、この事例のように、担い手の方々の活動環境や待遇の改善について、議員の立場から一般質問を通じて問題提起を行う場面は決して少なくないと認識しています。しかし、こうした質問に対しては、現実的な制約や前例を理由に、結果として後ろ向きな答弁となるケースも多いのではないのでしょうか。

ただ、私自身は先ほど述べたとおり、議員の立場から求めるこうした改善は単なる要望や要求ではなく、共創を進めていくための前提条件として不可欠な公助の在り方を問い直すものであると考えています。担い手の善意や使命感だけに依存するのではなく、行政としてどのように伴走し、どこまで踏み込んで支えるのかを明確にすることこそが持続可能な共創につながるのではないのでしょうか。

今回取り上げた問題は、行政だけのものではありません。住民の声を行政に届ける立場にある我々議員自身も、住民や担い手の善意に寄り添うあまり、その声を十分にそしゃくしないまま要望として伝えたり、地域のためみんな頑張っているからといった言葉で結果として善意に依存する構造を温存してしまっていないか、自省する必要があると考えています。議会の立ち位置が曖昧なまま共創を進めてしまえば、議員自身もまた無自覚な善意の搾取者になりかねません。

そこで最後にお伺いします。

行政運営において、共創という理念が住民や担い手の善意への過度な依存、いわゆる無自覚な善意の搾取につながらないようにするために、町長、行政、そして議会がそれぞれどのよう

な認識と役割を持って取り組んでいくべきとお考えでしょうか。

町長からこの点について明確なお考えを示していただくことは、執行部全体にとっても共創に向き合う姿勢や判断の在り方を再確認する契機になるものと期待し、質問いたします。

以上、御答弁よろしく申し上げます。

議長（高山由行さん）

答弁を求めます。

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

改めまして、おはようございます。

広川議員から、共創の在り方とその認識の共有について、大きく3点の質問をいただきました。

人口減少や少子高齢化、そして地域課題が複雑化する現代において、行政のみで全ての公共サービスを担い、地域の活力を維持していくことは極めて困難な時代となってきております。

そうした中、協働・共創によるまちづくりは、これからの本町の自治体運営に非常に重要となる理念であるという認識をしております。

それでは、質問の1点目、町長が掲げる共創の言葉の定義はについてお答えを申し上げます。

私が目指す共創とは、既に決まった計画や施策に対し、住民の皆様は協力を仰ぐという、これまでの協働の延長線上にあるものではございません。行政はサービスを提供する側、住民はサービスを受ける側という固定的な関係を超え、企画や立案の初期段階から多くの町民や団体が参画し、互いの強みやアイデアを掛け合わせることで行政単独ではなし得なかった新しい価値や解決策を共につくり出すということでございます。

ここで、議員が御心配される共創という言葉が先行し、住民のボランティアや責任感に依存する、あるいは行政の下請化になってしまうのではないかという点については、私自身も配慮を要することであると認識をしております。

共創は、決してコスト削減や負担転嫁の手段ではございません。住民の皆様の自分たちの町をよくしたいという自発的な思いや熱意に対し、行政が対等なパートナーとして寄り添い、共に汗をかくことで地域の魅力を高めていくプロセスそのものが共創の定義であるというふうに考えております。

次に、御質問の2点目、共創という理念は職員に浸透しているのかについてお答えをいたします。

この理念を実現するためには、行政組織の風土と職員の意識転換も必要となってまいります。議員から御指摘いただいたように、住民からの熱意ある御提案に対し、担当課が法令に合わな

い、前例がないと説明し否定的な対応をしてしまうことは、せっかくの共創の芽を摘んでしまうことになりかねません。

私が目標とし、取組を進めておりますまちづくりの担い手の育成や、町の魅力をつくり上げ国内外に発信、そして既に始動しておりますみたけファンクラブTake-Miなど、これらの施策については、過去の踏襲や縦割り行政の枠内で解決できるものではありません。

一方で、行政はコンプライアンス、法令遵守が鉄則でございます。町のためのよい提案であったとしても、法令や規則に反して進めることはできません。職員には、法令上どうしてもできないことについてはできない旨を丁寧に説明し理解を得ること、また法令を遵守した上で、このような形であれば目的に近づけられるのではないかというような代案を職員側からでも提案させていただくなど、考え方の転換を促してまいります。

そうした中で、住民の皆様にはアイデアや新しい仕組みなどを御提案いただき、その準備や手続、さらには実行段階までも含めて、行政と共に活動いただいてこそ共創であると思っております。

最後に御質問の3点目、共創を達成するために町長、行政、議会が果たすべき役割についてお答えをいたします。

行政の役割は、住民の皆様が活動しやすい環境を整える黒子となり、情報共有の場や対話の土台を提供することであると考えております。各課、各担当の垣根を超え、地域に足を運び、住民と共に考える伴走者としての役割を目指してまいりたいというふうに思います。

そして、町長の役割は、この前例のないチャレンジに伴う責任は首長である私が負うという意思を示し、職員が失敗や批判を恐れず、柔軟な発想で住民の皆様と対話ができる環境を整えることであると考えております。職員が法令の範囲内で最大限の工夫をし、住民の提案に寄り添えるよう後押しをしてまいりたいというふうに思っております。

一方で、議会の皆様にご期待する役割は、多様な民意の集約と政策形成に向けた橋渡しでございます。行政の網の目からこぼれがちな小さな声や地域の課題をすくい上げ、行政との議論のテーブルにのせていただくこと、また共創のプロセスが一部の意見に偏っていないか、公平・公正で開かれたものになっているかという点において監視し、同時に共に考え、建設的な御提案をいただきながら、住民の方々とも肩を並べ、その活動の担い手としても加わっていただくことであると考えております。

私が目指し、理想とする内外から応援したいと思っただけのまちづくりは、住民、議会、そして行政がそれぞれの立場を尊重し合いながら、同じ未来の目標に向かって歩み進めることで初めて実現いたします。今後も住民の方々や議員の皆様と丁寧な議論を重ねながら、真の共創による持続可能なまちづくりに取り組んでいきたいと思っております。

以上、答弁のほうをさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

2番 広川大介さん。

2番（広川大介さん）

御答弁ありがとうございました。

前例のない共創の進め方に責任を持って進めていただくという力強いお言葉をいただけたと感謝しております。

今回の一般質問7人のうち、今まで私が6番目ですけれども、これまで例えば民生委員ですとか、消防団ですとか、農業委員もそうですし、児童委員の話も出てきましたし、こうした担い手の方、あるいはボランティアの方々に対して気にしていたり、あるいは危機感を持っていたりというのは、議員さん皆さんそう危惧していることが多いんだと思うんですね。

当然私もそうで、この質問を考えながら、あるいは質問をしながら思っていたことがあるんですけど、ボランティアや担い手の方々が受け取るべき報酬は何なんだろうというふうにちょっと考えていました。

私自身は、その答えとしては敬意と感謝なんじゃないかなと思っているんです。当然お礼をしてもらうためにやっているんじゃないよとか、別にそんなつもりはないよ、楽しくてやっているんだよと取り組んでいる方はそうは思っているかと思うんですけども、その恩恵を受けている我々からすると、やはり敬意とか感謝というものはお礼としてお返しすべきものなんじゃないかなというふうに考えています。

1つだけ町長にお伺いしたいんですけど、町長はこうした担い手の方、ボランティアの方々に受け取っていただくべき報酬は何だと思えますか。

議長（高山由行さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

ただいまの御質問というか、御意見に対してということになるかと思いますが、考えている内容については、先ほど敬意と感謝という言葉がございましたけれども、ほぼ一緒だと思います。皆さんおっしゃる、それぞれの立場でボランティアにのっとって行っている活動そのものについて深く敬意を表するところがございます。それぞれの皆さんは自分のためとはおっしゃらず、やはり地域のため、町のため、そして未来を担う子供たちのためという言葉をよく言われます。私も一緒の考え方でございまして、そういう方があってこそ、支える人々があってこそそのまちづくりだというふうに認識しておりますので、敬意と感謝を持ってと

いうことで表現をさせていただきたいと思ひますし、その方々が活動していることに関して、本当に感謝、ありがとうという気持ちでいっぱいでございます。以上です。

〔2番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

2番 広川大介さん。

2番（広川大介さん）

抽象的な質問ばかりで恐縮ですが、ありがとうございます。

感謝とか敬意とかというものが報酬であると考えるのであれば、行政として行うべき彼らへの、担い手やボランティアの方々へのこう支援というのはもう1つしかないかなと思ひていまして、それは担い手の方々に対して自然に感謝や敬意が生まれる町民ですね。町民の方々も担い手の方々に対して感謝や敬意を持てるように行政側が促していく、仕掛けていくということが必要なんじゃないかなと思ひます。

具体的には、今までの質問で何度も述べているような広告を使うということが一番私は最短コースだと思うんですけども、どんな方が、どんな思ひで、どんな取組をしているんだよ、ありがたいですよということをも全町民に知らしめていく。ホームページは周知の媒体にはなりませんし、広報紙は50%にしか届かないと、であれば多くの町民に届けられるように、お金をかけてでも広告していくということが大事んじゃないかなと思ひています。町が本気で予算をかけてやっていくべきことかと思ひています。

それから、今回共創という言葉を取り上げさせていただきましたし、鈴木秀和議員からは誇りの持てるまちというような言葉もありましたが、このような抽象的な言葉というのは政策として掲げるにはすごく便利な言葉ですし、きれいに聞こえる言葉だと思うんですけども、抽象的であるがゆえに、個々の解釈に依存する部分というのがどうしても出てきてしまうと思うんですよ。ですので旗印として掲げるだけだと、個々どう思ひるかコントロールがしにくい部分ではあると思うので、定期的に町長がその思ひのベクトルを合わせるために、これはどういふ思ひでこの言葉を選んだということをもなるべく具体的に事例を交えながら共有していただければ、よりスムーズに進められるのではないかなと思ひております。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（高山由行さん）

これで広川大介さんの一般質問を終わります。

引き続き一般質問を続けます。

7番 清水亮太さん。

7番（清水亮太さん）

おはようございます。

今回は選挙について質問いたします。

町としては、独立の委員会である選挙管理委員会が決めることだと答えられるかと思いますが、意見として選挙管理委員会に伝えていただければと思います。

選挙については、国民の権利の行使として広く情報を伝えられた上で行われるのがよいかと思えます。そういった意味では、選挙ポスターの掲示場所、これについては特に疑問を呈したいと思えます。

選挙ポスターの掲示場所は、町有地や公共性の高い公民館等を中心に設置がされております。私が初めて選挙に出たときは掲示場所が多く、ポスターを貼るのにも一苦労でした。それから4年後、ポスターの掲示場所が半分の41か所に減り、楽になった反面、本当に知ってもらうことができるのか疑問に思うことがありました。この場所は目立たない、車で通る人もそれほど多くない、誰のための掲示かなと思う場所もありました。また、設置場所は悪くないけれども、掲示板の向きがそっちなのという場所もあります。

こういった感覚は、選挙に出たことがある方、選挙ポスターを貼るお手伝いをされた方には共感していただけるかと思えます。

また、逆にここにあれば目立つのにというところにはあまり設置がありません。特に21号バイパス沿いにはポスター掲示場所が皆無で、目がよい人ならば古屋敷の公民館のポスターが見えるかなといった程度です。

新たに掲示場所を設置するのは確かに苦労があるかと思えます。土地の所有者との折衝、道路使用の許可も要るかと思えます。安全の確保に悩むこともあるかもしれません。それでも掲示場所は広く情報を提供し、公正な選挙の実施に重要なファクターです。

現状、選挙ポスターの掲示場所は効果が最大化されているのでしょうか。こういった検証をされているのでしょうか。そういった検証を含め、現在選挙ポスターの掲示場所について、選挙管理委員会はどのような所感をお持ちなのでしょう。また、選挙ポスター掲示場所について、今後どのようなことを行う予定にあるのでしょうか、町として把握されていることを教えてください。

ラスパ御嵩店や移動投票所の取組について、成果が出ていることは伺っております。商店に期日前投票所があれば、買物のついでに投票できる利便性もあり、また目立つところに投票所があれば投票意識の向上にもつながります。また、投票所への移動手段が限定される方からすれば、移動投票所はありがたい存在かと思えます。

今回の取組のほかに、御嵩町にはバロー等別の店舗もあります。また、利用者は店舗より減るものの、広見線の御嵩駅もあります。そういった場所に新たに投票所を設置する、あるいは

交通手段に限られる方のために、同投票所の取組をさらに進めていくといったお考えはあるのでしょうか、把握されていることを教えてください。

参政権という意味では、主権者教育も大切です。今回の衆議院選挙の投票率に限らず、一般的には若者の投票率は低いとされています。主権者として投票という権利を行使し、あるいは投票などを通して政治に関わり、未来に責任を持つといった義務を果たしていけるのかは、そういった行動を起こせるかは教育にかかっている面も多いと思います。

とかく日本の教育は、政治について特定の政党、政治家に偏らないようにというのが原則なので、結果的に児童・生徒の政治への関わりまでもタブーとしているように見えてしまいます。実際のところはどのようなのでしょうか。御嵩町議会としては、学校の議場見学やフリースピーチ、懇談会など取組例は少ないですが、主権者教育や教育を介さない参政権に門を閉ざしているわけではありません。ぜひ若い方に議会と関わり、活用していただきたいと思っております。

学校からの要請があれば協力を惜しまない議員も多いかと思えます。御嵩町教育委員会として、主権者教育について現在どのようなことを行っており、また今後どのようなことを行う予定ですか。

4点質問いたします。

1点目、選挙管理委員会は、ポスター掲示場所についてどのような所感をお持ちでしょうか。

2点目、ポスター掲示場所について、今後どのようなことを行っていくのでしょうか。

3点目、期日前投票所、移動投票所について今後どのようにしていきますか。

4点目、学校の主権者教育の今後について教えてください。

以上4点、御答弁お願いいたします。

議長（高山由行さん）

執行部の答弁を求めます。

総務部長 山田敏寛さん。

総務部長兼庁舎整備室長（山田敏寛さん）

ただいまの清水議員の選挙についての御質問のうち、3点目までを私からお答えいたします。

選挙管理委員会は、議員の御理解のとおり、町執行部から独立した行政委員会でございます。私は総務部を所管する立場ではありますが、選挙管理委員会の外部としてお答え、また表現になりますことをあらかじめ御了承ください。

それでは、1点目、選挙のポスター掲示場所についての選挙管理委員会の所感についてお答えいたします。

ポスター掲示場所は、公職選挙法及び同施行令に基づき、投票区ごとの選挙人名簿登録者数や面積などを考慮して決定しております。令和2年度に実施した投票区再編により、町内の掲

示場所を82か所から41か所に減少した際は、従来の掲示場所を参考に掲示場所同士が近接している箇所を集約し、多くの方の目に触れやすい場所を選定しております。選挙管理委員会としては、こうした検討を踏まえ、適切な設置を行っているとは認識しております。

また、41か所に減少した以降、有権者から掲示場所に関する新たな御意見、御要望が寄せられていないことから、現状において特段の問題はないとの所感を持っております。

次に、2点目、選挙ポスター掲示場所の今後についてお答えいたします。

選挙管理委員会は、現状に固執せず、次回選挙に向けては、顔戸地区の掲示場所の一つを顔戸駅周辺に、本郷地内の掲示場所の一つをラスパ御嵩周辺に移設する検討を進めています。また、議員御指摘のように、選挙ポスターを貼る方が共感しているような非効率と感じられる場所については、具体的な御提案をいただければ選挙管理委員会へお伝えいたします。

掲示場所の増設については、過去の経緯や調整の難しさも踏まえ、慎重に検討されるものと考えております。

次に、3点目、期日前投票所及び移動投票所の今後についてお答えいたします。

選挙管理委員会では、令和3年1月の岐阜県知事選挙から移動投票所を導入し、令和6年10月の衆議院議員総選挙ではラスパ御嵩に新たに期日前投票所を開設しました。

移動投票所は、投票所までの距離が遠い地区への対応として、上之郷の綱木や津橋で実施しており、二十歳の集い開催時に投票期間中である場合は、会場である中公民館でも開設し、利用いただいております。ラスパ御嵩の期日前投票所の利用者数は増加しており、先般の衆議院議員総選挙では1,516名の利用がございました。議員のお考えと同様に、買物ついでに投票できる利便性の向上が主な要因と考えております。

このように、特設の期日前投票所及び移動投票所は一定の効果が確認されており、今後もマルモビを活用するなど継続して開設していく方針でございます。

ただし、さらなる拡充に関する明確な計画は、町として現時点で把握しておりません。

選挙管理委員会は、投票済証のデザインの工夫や、移動が困難な有権者のために選挙期間中のふれあいバスやふれあい予約バスを無料化するなど、円滑な選挙運営と利便性向上に努めております。

町としましては、こうした前向きな取組を尊重しつつ、選挙管理委員会には、今後も有権者の利便性向上と人員確保が難しい中でも正確な選挙事務の遂行、さらには投票率の向上をお願いしてまいります。

議長（高山由行さん）

それでは、4点目の質問をお答えいたします。

教育参事 高木雅春さん。

教育参事兼学校教育課長（高木雅春さん）

それでは、清水議員よりいただきました4点目の学校の主権者教育の今後への御質問にお答えいたします。

初めに、主権者教育とは何かについて申し上げます。

文部科学省の小・中学校向け主権者教育指導資料には、主権者教育は主権者として求められる力を子供たちに育むことを目的とする教育であり、国家、社会の形成に主体的に参画する態度を育成することが重要であると示されております。これは、単に投票の方法を教える教育ではなく、民主主義社会の担い手として自ら考え、判断し、社会の形成に参画する力を育てる教育であります。また、主権者教育は特定の政党や候補者を支持・批判する教育ではなく、政治的中立性を確保しながら多面的、多角的に考察する態度を育てることを基本とする教育であります。

主権者教育が重視される背景には、選挙権年齢の18歳への引下げにより若い世代が政治参加の当事者となったこと、そしてSNSの普及などにより情報環境が大きく変化していることがございます。こうした社会状況を踏まえ、国は小学校段階からの体系的な指導の充実を求めています。

学習指導要領におきましては、主権者教育という言葉自体は明記されておきませんが、小学校社会科においては、地方公共団体や国の政治の働きを理解し、社会的事象を多面的に考察する力の育成が示されております。また、中学校社会科公民的分野では、民主政治の意義や国民主権の原理、選挙制度の仕組みの理解とともに、社会的課題を多面的、多角的に考察し、合意形成の在り方を考える力の育成が求められております。

本町におきましても、こうした趣旨を踏まえ、教科での学習を基盤としながら、実践的な活動を通して主権者としての資質・能力の育成に取り組んでおります。

具体的には、社会問題や地域課題をテーマとした探求的な学習を通して、児童・生徒が課題を自分事として捉え、他者の意見を受け止めながら合意形成を図る学びを積み重ねております。また、生徒会選挙においては代表を選ぶことの意味や責任について考える機会を設け、民主的な意思決定への理解を深めております。

このように、本町では、教科における制度理解と対話的、体験的な学習活動を組み合わせながら、社会に主体的に関わろうとする意識の醸成を図っているところであります。

今後につきましては、発達段階に応じた指導の一層の充実を図るとともに、多面的、多角的に考察する力を育て、児童・生徒が将来主権者として責任ある判断と行動ができるよう主権者教育の充実に引き続き取り組んでまいります。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

[7番議員挙手]

議長（高山由行さん）

7番 清水亮太さん。

7番（清水亮太さん）

御答弁ありがとうございました。

まず、1点目の選挙ポスターの所感についてですけど、近くにあったものは減らしたということで、あとは多くの方に目に触れる場所を選んでいると言われたところと、あとは適切であるとか、問題はないと思われていると言われたことですけど、選挙ポスターについて、例えばこのポスターはどれぐらいの人の目に触れるだろうかとか、そういった検証がなされているのかどうかの事前に資料請求したんですけど、その辺が分からなかったんで、どういったことで、見込みでやられているのかとか、そういったことが想定がされているのかということと、あと話し合われたことがあるのかということをお教えください。

議長（高山由行さん）

総務部長 山田敏寛さん。

総務部長兼庁舎整備室長（山田敏寛さん）

私も確かなことはお答えできませんが、その掲示場所の1か所が何人の目に触れているかということは多分把握しにくいことだと思います。ですので、選挙管理委員会の中で議論して、なるべく目につきやすいとかいうことで適切に設置されているものと考えております。

[7番議員挙手]

議長（高山由行さん）

7番 清水亮太さん。

7番（清水亮太さん）

当然、具体的などれぐらいの目に見えるかというのは、具体的な数字は把握はできないと思いますが、想定をすることはできると思うんですよ。この辺にどれぐらいの方が住まれているとか、どれぐらいの車が通るのかとか、そういった検証が本当にされているのかというのが非常に疑問で、ちょっと具体例を出すのはあれですけど、例えば古屋敷の県道のところとかにあるポスターって一体どれぐらいの人の目に触れるのかなというのは正直思うところで、あれが例えばバイパス沿いにあったら全く目に触れる数が違うと思うんですけど、なぜそういうことを考えないのかなというのは非常に疑問ですので、それは具体的な意見を、2番目の回答で具体的にどこがどうだという話があれば伝えると言われたので、この場ではそういった指摘にとどめますけど、とてもとても効果を最大化しようとしたようには見えなくて、もともと使っていた場所とか、許可が取りやすい場所とか、町有地を選んでいるにすぎないのかなという

のが正直な所感です。

選挙管理委員会の方は選挙のときに大変な思いをされているので、そこはいつも感謝はしているんですけど、ただ、ポスターとかのところって、我々は選挙に出る側なので言いにくい場面もあるんですけど、例えば自分が選挙に出たとして、こんなポスター、ここにポスターを貼ってあったって誰も見ないじゃんというのは正直無駄だからやめればいいと思うし、逆にここにするぐらいならほかのところにして、もっといろんな人の目に触れてほしいなというのは正直なところなので、ちょっとだけ気持ちを酌み取っていただければいいなというところをお伝え願えれば。あと、具体的などころについては私の意見だけでもないと思いますので、ちょっと意見をいろいろ考えながらまた出したいとは思っています。

あと3番目は、移動・期日前投票所とかは継続的にやられていくということで確認できてよかったです。

4点目の教育のほうですけど、かなりいいことは言われていたなということで、しっかりやられているんだろうなというのは分かったんですけど、例えば具体的にどういった取組をされているのかなというところまでは見えなかったもので、何か事例を出していただければありがたいです。

議長（高山由行さん）

教育参事 高木雅春さん。

教育参事兼学校教育課長（高木雅春さん）

それでは、清水議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほどの事例といたしまして、生徒会選挙などが一つの事例でもありますし、あとは御嵩小学校でいきますと議場の見学をさせていただきまして、この議場の中で子供たちが議長席、議員席、執行部席に座って議事を進行する流れを体験したりということもやっております。

あと、情報活用とかの能力を育てるところでいけば、主権者教育の中で、御嵩小や伏見小の中では今ある情報を、どうその情報の正確性を判断して自分で理解していくかということについてを教えたりしているということではございますのでよろしく願いいたします。

〔7番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

7番 清水亮太さん。

7番（清水亮太さん）

御答弁ありがとうございます。いろいろ確認できてよかったなと思います。

質問をこれで終わります。ありがとうございます。

議長（高山由行さん）

これで清水亮太さん一般質問を終わります。

続きまして、町長の施政方針に対する質問を行います。

5番 可児さとみさん。

5番（可児さとみさん）

それでは、議長のお許しをいただきましたので質問をさせていただきます。

施政方針について質問させていただきます。

交流人口・関係人口の拡大のため、このたび3つのまちづくりの取組をされる中、ともに考え、ともに進むことをテーマに、みたけ未来ファミリー滞在学習事業を初めて取り組まれます。

都市部の中学生を本町に招き、地域の大人との交流や体験を通じて将来を考える機会を提供し、受入れ側の町民にとっては人と人との関係を育てていく取組ということですが、過去に町内中学生が北海道下川町に訪れ、森林保全や環境学習を体験する環境都市交流体験プロジェクトの取組を思い出しました。子供たちは短期間にたくさんの学びを吸収し、この時期の貴重な体験は人を一回りも二回りも大きく成長させ、周りに影響を与える力にこちらもわくわくさせられました。今回とは目的は違うと思いますが、やはり子供たちの力や化学変化に大変期待もしております。

そこで、今回のみたけ未来ファミリー滞在学習について質問をさせていただきます。

本事業を実施するに当たり参考にされた事例があると思いますが、その実績と効果を基に、これが本町にどのような効果があると判断をされ導入を決定されたのか、お聞かせください。1つ目です。

2つ目に、具体的に人数や体験メニュー、交流プログラムなど何を学習してもらうか、また町民は何をしたらよいのか実施内容をお聞かせください。

3つ目は、本事業によってどのような効果を期待しているのか、また短期的な効果の把握・検証はどのようにするのでしょうか。これは、長く時間がかかるものだと思いますし、続けていかなければいけないことだと思いますので、中長期に向けてどのようなフォローを継続的にしていく計画でしょうか。

以上3つについて質問します。

続いて、次の質問に行きます。

先頃行われました環境フェアに私も参加させていただきました。年に1度の開催ですが、環境に関心を持つ個人または団体の活動に触れることができ、一人でも多くの方が環境について考え、行動を起こすことにつながるよい機会だったと思います。中でも、自然材料を使ったワークショップで皆さん少しでも自然豊かな町の住民であることを実感できたと思います。

といたしますのも、本町は歴史・文化・自然が誇りと心に刻まれてはいるものの、自然に関し

て明らかにイメージができないのは、自然に囲まれていながらその豊かさを実感できていないからではないかと考えます。小さいうちから自然に親しむ経験を重ねれば、みんなで守る価値があるものと認識ができます。まさに町長がおっしゃる山林資源は本町の宝です。日常に木に触れ、木を使う、生活の中から木の文化を通して町面積6割の森林に愛着が湧き、誇りとなっていくことでしょう。今回取り組まれる木育がまたその入り口の一つにもなり、私も大いに期待をしています。

そこで、みたけ木育アプローチについて質問をさせていただきます。

1つ目、新たに講師を地域へ派遣する出張型講座を行われるということですが、対象者、具体的内容、スケジュールなど計画がありましたらお知らせください。

2つ目、講師選定、またその運営組織、研修などはどのようにされますか。

3つ目、参加者の意識変化や木育サポーター育成につながる参加者が継続的に関与していく仕組みについて、どのようにお考えでしょうか。

4つ目、交流人口・関係人口の拡大に向け、町外向けの体験プログラムの実施に発展をさせる考えでしょうか。

以上、みたけ木育アプローチについては4点質問させていただきます。

みたけ木育アプローチについてとみたけ未来ファミリー滞在学習について、以上の質問をします。よろしくお願いいたします。

議長（高山由行さん）

答弁を求めます。

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

可児議員から2点御質問をいただきました。

私からは、施政方針に係る質問に対してお答えをしたいと思います。

なお、具体的な事業の質問などもございましたけれども、その質問につきましては、改めて担当課のほうから常任委員会等においてお答えをしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは1点目、みたけ未来ファミリー滞在学習事業の取組についてお答えをいたします。

現在、本町は、若年層の町外流出や地域の担い手不足という避けては通れない課題に直面しております。これまでの観光振興や一過性の交流イベントでは、住民と外部の人々との結びつきが一時的な点の交流にとどまりやすく、持続的な関係性を築くには限界がございました。

そこで、本町におきましては、行政が主導する一方的な施策ではなく、地域の事業者が住民の皆様、そして専門的な知見を持つ外部パートナーが一体となり進めていくことが重要である

と考えております。したがって、当該事業につきましては、実行委員会を組織し、官民が知恵を出し合いながら取り組んでいく体制で実施する予定でございます。

あわせて、何らかの形で参加する都市部の中学生と地元中学生との交流の機会も創出したというふうに考えております。このように地域の皆様にも主役となっていただき、事業を展開することで、参加した都市部の中学生の自己肯定感の向上にとどまらず、地元中学生の郷土愛の醸成、そして受入れ側の町民の誇りの創出という三方よしの好循環を期待しております。

また、将来的には、二地域居住や移住検討層へと大切に育てていきたいというふうに考えております。

続きまして、みたけ木育アプローチの推進について、こちらからは施策方針に係る質問にお答えをし、具体的な事業内容につきましてはの質問は、改めて担当課から常任委員会等で答えさせていただきたいというふうに思います。

さて、さきの施政方針では、環境教育事業を充実させていく一つとして、本町の豊かな山林資源を次世代へ引き継ぐための独自の木育モデル、みたけ木育アプローチの推進について触れさせていただきました。

この事業を実施していく上では、議員御指摘の参加者が継続的に関与していく仕組みこそが、このみたけ木育アプローチの核心であるというふうに考えております。しかし、木育により森林に対する愛着を育み、御嵩町の自然を誇りと感じていただくことは一朝一夕になされるものではございません。現在は、まず一人でも多くの町民の皆様に木育への興味を持っていただく裾野を広げる段階であるというふうに考えております。そして、将来的には、次なるステップとして、自らが環境教育活動を支えたいと願う方々がみたけ木育サポーターとなっていただくことで、このみたけ木育サポーターのサイクルが循環していくような息の長い仕組みづくりを推進してまいりたいと思っております。

以上が、みたけ木育アプローチという仕組みに対する私の考え方でございます。

したがって、直ちに広く展開させるということよりも、町独自のみたけ木育アプローチを町内に十分根づかせるため、まずは町民の方にしっかり向き合い、取り組むことで、町民の皆様が森林に対する愛着と誇りを深めることを最優先に取り組んでまいりたいというふうに思います。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

5番 可児さとみさん。

5番（可児さとみさん）

ありがとうございます。

町長の方針についてお答えいただきましたが、まず、みたけ未来ファミリー滞在学習について、私たちも初めて聞く取組なので、北海道の子供たちの滞在学習に似て違う部分があったのでちょっとお尋ねをしたんですが、子供に対しても有効な学びを御嵩の人から受けるということが重要だと思うので、御嵩町民が中学生と触れ合うことで自分たちも気づいたり、誇りが持てたり、改めて日々の暮らしを逆に見ていただくということが中学生を通して大変重要なことかなと思いました。

これもやはり先ほども言われましたけれども、大変長い期間続けていかないと、施政方針の中では移住なども考えたというような発言があったんですけども、この中学生の経験をほかの人にも広げていく、また町民のこの体験も広げていくこととか、体験を共有できるような取組とか、仕組みづくりがよいかと私的には思います。

そして、次の木育アプローチですが、昨年度より環境についての学びの中で木育がプラスをされたわけですけども、昨年もたくさんの講座とか、木育サポーターを育成するための講座なども大人に向けてとか、また子供には木育プログラムをされたんですけど、それは参加者がちょっと限定されてきていたように思われるんですね。ですから、今回は出張をまた加える、それは広く皆さんに体験してもらおうということなんではないでしょうか、去年のに、またさらに出張を加えて裾野を広げるというお考えでしょうか。

議長（高山由行さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

ただいまの御質問でございますが、具体的な内容につきましては、また担当課のほうでもしっかり考えを持って進めていくことになろうかと思っておりますけれども、考え方という点でいうと可児議員おっしゃるとおりでございます、出張という、なかなか集まれる機会に集まれないとか場所が特定されるとかということもありますので、機会を増やすという意味も含めて、こちらから何かの会議、イベント等の際に出向いて行って講座を実施するとかということも含めて、回数、機会を増やすというようなことも検討していくという一環での考え方によるものでございます。

[5番議員挙手]

議長（高山由行さん）

5番 可児さとみさん。

5番（可児さとみさん）

ありがとうございました。

どちらもやっぱり御嵩町民がこの町に住んでいてよかったと思えるような気づきが得られる、

そしてまた行動に移せるという企画だと思しますので、私としては大変期待をしておりますし、また住民もそこにどんどん関わって今年は推し進めていってほしいと思います。

ありがとうございました。以上で質問を終わります。

議長（高山由行さん）

これで、可児さとみさんの町長の施政方針に対する質問を終わります。

引き続き、施政方針に対する質問を続けます。

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子さん）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、施政方針に対する質問をさせていただきます。

議長に提出しております質問書の文面と少々前後入れ替わったり、数字がちょっと間違っていたので訂正させていただいたりしておりますけれども、質問の内容は提出した通告書どおりでございますのでよろしくお願いいたします。

誰もが地域で安心して暮らし続けることができる支え合いのまちづくりについてお伺いをいたします。

令和8年度の重層的支援体制整備事業の実施を目指し、御嵩町は早い時期から準備を進めていただき、相談窓口の一本化に取り組んでみえました。

この事業の全国の人口規模別の実施状況を見ますと、令和3年度を皮切りに令和8年度までに585の市町村とありました。岐阜県下では既に実施をしている6市2町に加え、御嵩町と同様、令和8年度より実施をされる4市3町を含め15市町が実施をすることとなっています。人口規模別に見ますと、御嵩町の人口規模ではまだ僅か24.8%の実施率となっています。

誰一人取り残さないという観点から、断らない相談、支援の徹底、困ったときは御嵩町に相談すれば必ず誰かが手を差し伸べてくれるという安心感が実感できたら、町民としては本当にうれしい限りです。

今まで以上に大変な事業になっていくと感じております。町民の暮らしの安心のために、この事業が充実したものとなることを願ってお伺いをいたします。

1点目、今後、現行の相談支援体制とどう変わっていくのでしょうか、分かりやすい説明をお願いいたします。

2点目、相談事に対する解決策としての支援はどのようなものがありますか。

3点目、ともに支え合うまちとして、町民はどのような関わり方をしていけばよいのでしょうか。

4点目、ともに支え合うということは、支える側の人の育成も重要かと思えます。どのよう

に考えてみえますか。

そして5点目、この事業は社会福祉協議会に委託をしている部分がございますが、専門職などの職員の体制は大丈夫でしょうか。

以上5点、簡潔明瞭な御答弁をお願いいたします。

議長（高山由行さん）

答弁を求めます。

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

それでは、質問に対して順次お答えをしたいと思います。

まず1つ目、重層支援体制の整備事業について、現行の相談支援体制とどう関わっていくかについてでございますが、同時に順に説明いたしますが、ちょっと重複する部分もありますので御容赦いただきたいと思います。

議員御指摘のとおり、令和8年度からの実施を目指すこの重層的支援体制整備事業は、複雑化、複合化した住民の課題に対し、既存の相談支援の枠組みを超えて、断らない支援を実現するための極めて重要な柱でございます。

本町では、御承知のとおり、相談支援機関であります基幹相談支援センター、地域包括支援センター、こども家庭センターを北庁舎3階の同一フロアに集約して設置しており、相談支援機関同士が日常的に顔の見える関係で連携できているという他自治体に先駆けた強みがございます。

しかし、今日における地域の福祉課題は、分野ごとの枠組みでは解決できていないほど複雑化、複合化の一途をたどっております。

本事業においては、この複雑化、複合化した福祉的課題の解きほぐし、またその後の具体的な支援プランを作成するための多機関協働事業を実施し、分野を横断して支援の調整役を担うことで、既存の相談支援の体制はそのままに、相談支援機関同士の連携機能がより強固なものになると考えております。

この体制に加え、まずは福祉子ども課、保険長寿課の福祉部局の窓口における相談について、属性に関わらず受け止め、3センターにつなぐ仕組みを構築していきたいというふうに考えております。

御質問の2点目、解決策の支援につきましては、個々の状況に応じ必要な支援が異なることから一概にはお答えできませんが、重層的支援体制整備事業の対象となるのは、課題が複雑化、複合化することで解決の糸口が見つからずお困りの方世帯になります。多機関協働事業により複雑化、複合化した課題を解きほぐして包括的な支援プランを決定し、支援機関、支援者がそ

それぞれの役割を果たすことで、課題の解決に向けた支援を推進してまいります。

自ら支援を求めることができない状態にある方を適切な支援につなげるため、訪問などにより関係性を構築するアウトリーチ等を通じた継続的支援事業、地域や社会とつながりが持てない方に対して適切な社会資源を提供し、提案し、社会参加へとつなげる参加支援事業の実施により適切な支援へとつなぐとともに、地域づくり事業においては社会資源の開発や拡充、支援の担い手同士の交流による地域福祉の活性化を図ってまいります。

これら新規に行う事業に加え、子育て支援、障害福祉サービス、介護保険など既存の制度を活用することで、課題の解決に向けた適切な支援を受けることができるようになるまでを本事業により伴走型の支援をしていくことになります。

3点目の御質問、町民がどのように関わることができるのかについてお答えをいたします。

地域共生社会構想においては、地域住民同士が支え合い暮らすことが目標として掲げられており、本町においても同様に、町民の皆様をはじめとした地域の力は本事業の重要な軸の一つと考えております。ともに支え合うまちの実現には、行政の枠組みだけではなく、地域住民の皆様の方が不可欠でございます。

特別な知識や技術が必要なわけではございません。近隣でのちょっとした異変への気づきや声かけそのものが孤立を防ぐ第一歩となります。声かけができなくとも、民生委員、児童委員、自治会や町へそうした気づきをお伝えいただくことで、これまで支援を受けることがなかった方への支援の契機となります。そうしたちょっとしたたすきがつながることで地域の支援の輪ができてくるということと考えております。

4点目の御質問にお答えいたします。

今後はより高度な支援が求められていくことが想定され、それに対応できる専門的知識・技術を持った人材の育成は欠かせないものと考えております。

しかし、相談支援という分野に特化した人材を一朝一夕で育成することは困難であることもまた事実でございます。

本町では、令和6年度から重層的支援体制整備事業の実施を見据え、福祉分野全般の見識を持つスーパーバイザーによる助言・指導により、職員、支援関係機関の共通認識と人材育成を図ってまいりました。令和8年度も引き続き実施して、より実践的な人材育成を図ってまいります。

最後に、専門職、スタッフの体制についてお答えをいたします。

御嵩町社会福祉協議会には、現在でも相談支援に係る各種業務を委託しており、本事業を実施する上でも欠かせないパートナーと認識をしております。本事業の実施のための人員体制についてもこれまで綿密に協議を重ねており、必要な人員を確保できるよう御尽力いただいております。

ります。

また、多機関協働事業のスタッフとして、本町への専門職の出向を受け入れて支援のかじ取りを担っていただくとともに、職員と専門職がワンチームとして活動することで万全の体制を構築していきたいと思ひます。

本町が目指すべき姿は、御嵩町に相談すれば必ず誰かが手を差し伸べてくれる、そのことを町民の皆様にも実感していただくこととごひます。既に構築されている相談機関の集約メリットを最大限に生かし、専門的な指導体制と全庁的な連携、そして社協との密な人事交流を通じて、町民の皆様が暮らしの安心を実感できるよう邁進してまいりたいと思ひます。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

[10番議員挙手]

議長（高山由行さん）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子さん）

町長に対しまして簡潔明瞭な御答弁と申し上げましたけれども、そういうわけにはいかないとひことはよく分かりますので。

その受け止め方として、現在は3つの相談窓口がありますけれども、重なり合った複雑なケースに対してはワンチームで具体的な支援プランを作成し、今まで縦に割っていた支援体制をしっかりと連携することでワンチームで課題解決をしていくというイメージでよいでしょうか。

既存の制度や新しい事業での参加支援事業、地域づくり事業につなげるまで、アウトリーチなどを通じ、問題を抱えてみえる個人または家庭、家族に寄り添った支援を継続的に行っていくという理解をいたしましたけれども、よろしいでしょうか。

再質問と思ひましたけれども、参加支援事業とか地域づくり事業について具体的に教えていただきましたが、詳細は担当課からお伺ひをすることといたします。

1点お伺ひをいたします。

こういつたことを調べる中で、1月25日の中日新聞によりますと、国は重層的支援体制整備事業の交付金を大幅にカットするというような方針の変換の記事がございました。今になっての方針転換に大変驚いておりますが、御嵩町での予算の財源は大丈夫なんでしょうか。交付金をカットされた場合、町単独でもこの事業を継続していかれるのか町の明確なお考えをお伺ひいたします。

議長（高山由行さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

ただいまの御質問に対してお答えをしたいと思います。

新聞報道等で私も承知しておるところでございます。大変注視しているところでございます。

今回の国の動向、目的、趣旨という部分でございますが、事業そのものを否定するものではなく、実態を伴っていない自治体に対しまして、実態に即した予算配分を求める精査であるというふうに認識をしております。

実際に国の定める重層的支援体制整備事業実施要綱に即した体制や運用がなされていない自治体が影響を受け、実施要綱に従って実施されている自治体には影響がなかったというふうに聞いております。

本町では、令和6年度から先ほど申しましたスーパーバイザーを招聘し、国の実施要綱に即した支援体制の構築を進めております。形だけの予算計上ではなくて、出向職員の配置や民間福祉事業所との連携など、実際に動く体制に基づいた積算を行っておりまして、交付金が適正に認められるよう国のほうで協議を丁寧に進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

とはいえ、国の動向は今後も注視しながら、町民の皆様の安心を守るという根幹が揺らぐことがないように、財源確保に万全を期してまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

[10番議員挙手]

議長（高山由行さん）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子さん）

今の町長の御答弁で、御嵩町は国の方向性に沿った形で実施をしていくということですので、こういった記事のような影響は少ないということが分かりましたので少し安心いたしました。

一人では解決できない課題を解決するための初めの一步は、誰かに相談することだと思えます。悩める町民を温かく包み込んでいただく相談窓口となることを期待いたしまして質問を終わります。ありがとうございました。

議長（高山由行さん）

これで、大沢まり子さんの町長の施政方針に対する質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開予定時刻は10時50分とします。

午前10時36分 休憩

午前10時50分 再開

議長（高山由行さん）

休憩を解いて再開いたします。

議案の委員会付託

議長（高山由行さん）

日程第3、議案の委員会付託を行います。

本定例会に付議されています議案第10号から議案第15号、議案第25号の計7件について質疑の上、各常任委員会に付託したいと思います。

初めに、議案第10号 令和8年度御嵩町一般会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

6番 鈴木秀和さん。

6番（鈴木秀和さん）

それでは、質問3点ありますので、一度に読み上げます。

まず、住民環境課のところの主要施策の15ページ、みたけ草刈りサポーターについてお尋ねします。

草刈りサポーターの予算が昨年よりアップしています。個人もアップしていますし、団体もアップしている、要するにやっていただく先が増えそうだという見込みかと思います。

募集の一覧表が出ておりますが、たしか49か所ぐらい一応リストアップされています。決まっているのは正確ではないですが15か所ぐらい、3割ぐらいかなと読みました。一応、この増やすための活動というのは何かされていますか。

それから、先般、住民懇談会で御嵩小学校の草の繁茂がひどいという話がありました。学校については草刈りサポーター以外、例えばPTAさんとか、運営協議会とか、ボランティアさんとかでそういう活動もされていると思うんですけど、草刈りサポーターとその辺の調整というのはちゃんとできているのかなというのが、まず草刈りサポーターについての質問、1点目です。

次が16ページの分別資源収集についてお尋ねします。

たくさん項目が今並んでいますけど、去年がなくて今回新規項目になった項目が2つあるんですけど、ペットボトル中間処理保管委託料、それからプラスチック資源組成調査委託料、この内容を簡単に教えてほしいのと、特にプラスチック資源組成調査委託料、これは何かということの説明をお願いします。

プラスチックについては、一般質問でも少し触れたというほどじゃないんですけど、包装プラスチックだけでなく硬質プラスチックもこれから集めるということで、利用者にとっては便利だと思います。ただ、逆に受けるほうはそれが加わるわけですから、手間がかかってコストアップにつながらないかなという部分が心配でございます。

実際にプラスチック資源分別中間処理委託料、これが去年550万円でしたけど今年660万円ということで110万円増えています。硬質プラスチックが増えるのが原因かなと思っていますが、確認をお願いします。

それから、せっかく包装プラスチックの分別が定着して長くやってきているわけですけど、今回硬質プラスチックを加えてしまうということで、せっかく包装のプラスチックを集めているので、今度硬質プラスチックも分けて集めたほうが多分受けるほうって絶対便利だと思うんですけど、特に、包装プラスチックというのは業界がある程度処理料を負担しているんで安いという話は聞いていますが、硬質プラスチックというのはそういうあまり団体からお金が出るという背景がないので、自治体負担がすごく大きくなるよという話も聞いています。

今回、硬質プラスチックを包装プラスチックと一緒に収集するということをユーザーのほうはあまり分からないで入れちゃうと思うんですね。本来はちゃんとした目的があって硬質プラスチックも一緒に集めていいよという話になったので、その周知というのをちゃんとやっていただきたいなと思うんですが、そんな準備はしておられますか。

それから、最後3点目、生涯学習課の37ページ、文化財保護事業、東寺山古墳ですか、この環境整備という予算が入っています。

私は伏見に住んでいまして、もともこの東寺山古墳って幼稚園のすぐ横にあって、小さい頃から遊んでいた古墳なんですけど、その環境整備ということで見たんで久しぶりに見に行っただけなんですけど、特に何かやるような整備事業があるかなというふうに見受けました。

どんな内容なのかというのを教えてほしいのと、逆に1957年に県の指定を受けた史跡で、もう一つ山田横穴古墳というのがあります。これは同時期に指定を受けたんですけど、どちらかというところのほうは看板が倒れているとか、穴の中のほこらが壊れているとか、上に登っていけないとか、いろいろ困り事を聞かされています。同じ県指定の史跡ですので、こちらのほうの環境改善もぜひ検討してほしいなと思っていますが、そのような予定はありますか。

以上です。お願いします。

議長（高山由行さん）

鈴木議員から3点質問いただきました。

まず、住民環境課のほうで2点、生涯学習課で1点。

住民環境課長 金子文仁さん。

住民環境課長（金子文仁さん）

それでは、鈴木議員の御質問の住民環境課分についてお答えをいたします。

一番最初、みたけ草刈りサポーターに関する件でございます。

まず、昨年よりも報奨金が増えたというところでございますが、これにつきましては、令和6年度及び令和7年度の運用実績から、団体の登録数ですとか活動場所の増加など、活動をさらに促進できるように、令和8年度から報奨金の支給基準ですとか金額の大幅な見直しを行うこととしております。この改定によりまして、報奨金支給額の増額が見込まれますので、それに伴って予算額についても増額をしているというところでございます。

あと活動につきまして増やすための方策と申しますか、そういったところは何か考えているかということでございますが、今も申しましたように、活動をしやすい、促せるような格好で、令和8年度からまず活動回数制限の撤廃ですとか、報奨金額の見直しなど、参加者増加を目的といたしました制度改正を予定しております。

また、周知につきましても、これまではこういった制度改正もありますので、「ほっとみたけ」への掲載ですとか、あとホームページの掲載はもちろんですけれども、防災無線による放送ですとか、あるいは公式LINEの活用ですとか、募集チラシなどを作成いたしまして、回覧、配付、掲示ということも考えております。そういった多様な媒体を用いてさらに広く周知を図る予定としております。

それから、他団体との調整とか把握ができているかということでございますが、草刈りサポーターの対象地につきまして、各町有地ということになりますが、こちらの各町有地の所管課が管理しているということもございまして、そういった所管課と共に定期的に担当者会議を開催して情報共有を行っておるところでございます。この会議を通じて、所管課とそういった各種団体などと連携を図りまして、草刈り要望の把握とか吸い上げを行っているというところでございます。

それから、分別資源収集の関連についてですが、まずペットボトルの中間処理保管委託料の御説明ということですが、これにつきましては、令和7年12月から開始をいたしましたボトルt oボトル、水平リサイクルですね、これに関しての中間処理が必要になったことから、令和8年度の当初予算からペットボトル中間処理保管委託料が追加となっております。

なお、これにつきましては、令和7年度分については令和7年9月議会におきまして、12月から3月までの4か月分を増額補正させていただいているものでございます。

それから、プラスチック資源の組成調査の委託料でございますが、これにつきましては、今後プラスチック資源の一括回収が始まるということに伴いまして、リサイクル業者への引渡しを開始するのに先立ち必要となるものでございます。回収したプラスチック資源袋の内容物の

割合を分析する調査となります。

このプラスチック資源のベール、回収したプラスチック資源を中間処理で選別いたしまして、圧縮、結束、梱包したものをベールと呼びますけれども、このベールからサンプルを取り出しまして、容器包装プラスチック、それから製品プラスチック、あるいは汚れのあるものや異物などを目視でチェックして分類して重量を測定するものでございます。この調査結果は、プラスチックリサイクルの引渡し基準の基となりまして、作業に専門的な知識と正確さを求められることから、職員による作業は困難なため、委託で行うというものでございます。

それから、このプラスチック資源の一括収集等に伴いまして、コストアップにつながるかというような御質問だったと思いますが、プラスチック資源の分別中間処理委託料、これは増加となっておりますけれども、これにつきましては、プラスチック資源一括回収の開始に伴う選別数量の増加によるものでございまして、1キロ当たりにおける単価の変動はございません。また、これまで可燃ごみ、不燃ごみとして処理されておりました製品プラスチックがプラスチック資源としてリサイクルされることとなりますので、一般廃棄物の量が減少しまして、最終的には一般廃棄物処理にかかる費用の減額が見込まれるところでございます。

それから、今の分別の仕方といいますか、収集の仕方、一括ではなくて硬質プラと分けて収集したらどうかという御質問だと思いますが、これにつきましては、今の容器包装プラスチックと今後一緒に収集することになりますが、これを分けて収集しますと分別方法が複雑になるということもございまして、住民の方に無用な混乱を招くおそれがあるのではないかと懸念されるところでございます。また、異なる種類の収集用袋を新たに準備する必要があるということもございまして、そうなりますとコストの増加がその分見込まれるというふうに考えられます。このためプラスチック資源として一括回収を行うということでございます。

また、これにつきましては、可茂衛生施設利用組合の管内の全市町村が製品プラスチックのリサイクルを開始することで、次期ごみ処理施設整備に関連した交付金を受けることが可能となっております。これによりまして、市町村の負担金が軽減されまして、将来的な財政負担の抑制につながるということもございまして、令和9年度までに管内の全市町村が足並みをそろえて、こういった一括収集、一括回収のリサイクルを開始することとなったという背景もございまして。

あと、その今の背景等も含めまして周知というところでございますけれども、プラスチック資源一括回収を実施する背景というところは、ほかにも分別をできるだけ簡素化して住民の皆様の混乱や誤った排出の防止と、あとは国が推進しております製品プラスチックのリサイクル促進という2点がございまして。

現在は、分別方法の変更について重点的に説明、周知を進めておりますけれども、今後につ

きましては、製品プラスチックのリサイクルに関するそういった背景や意義につきましても、さらに周知を進めていきたいと考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

以上で回答とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（高山由行さん）

もう一点、文化財保護費補助事業の件。

生涯学習課長 渡辺一直さん。

生涯学習課長（渡辺一直さん）

それでは、説明をさせていただきます。

まず、東寺山古墳の整備内容と、あと山田横穴古墳の環境改善の対応予定はということでお答えさせていただきます。

東寺山古墳につきましては、1号古墳、2号古墳がありまして、両古墳とも樹木等の繁茂により古墳が生活居住地と隣接していることで生活道路の視界不良であったりとか、樹木が電線にかかる等の被害が発生しておりまして、近隣住民が独断で剪定を行う等の人為的な侵食のおそれがあります。そのため、史跡保護の観点で樹木の剪定等の環境整備を行うということになります。

あと、東寺山古墳の整備につきましては、間接補助事業者と言われるいわゆる文化財の所有者であったりとか、文化財の保存会であったり、その他文化財の保護に関わる方で適当と認められた方の中から御要望をいただいて進めております。山田横穴古墳につきましても同様に間接補助事業者となる方からの要望や御相談をお願いし、県に要望する等の対応をしたいと考えております。以上です。

[挙手する者あり]

議長（高山由行さん）

6番 鈴木秀和さん。

6番（鈴木秀和さん）

ありがとうございます。

ちょっと2点だけ確認します。

まず、横穴古墳のほうなんですけど、これはその所有者なのか、そこを管理している人がこうしてほしいというのを出さないと駄目ですよということで、今出ていないということでしょうか。

あとプラスチックのさっきの最終、一緒に回収するのにリサイクルの促進というのがあるよという話でしたけど、多分その裏には、いわゆるプラスチックが投棄されたりして海洋プラスチックになって細くなるとか、そういう環境の意味も絶対にあると思うんですよ。ですから、

その周知の中で、やっぱり環境保全につながるとか、そういう部分もぜひうたってもらったほうが多分受け取る側はいいんじゃないかなと思うんで、そこは検討してほしいと思います。

以上2点です。

議長（高山由行さん）

まず1点、横穴の件から。

生涯学習課長 渡辺一直さん。

生涯学習課長（渡辺一直さん）

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

要望につきましては、具体的に聞いてはいないという認識でおります。この補助事業に関しましては自己負担額も発生することから、その事業費等も含めてまずは御相談いただきまして、適当であるというふうに判断すれば、県のほうの補助と御嵩町の補助も合わせて実施ができるような形で要望に応じていきたいというふうに考えております。

議長（高山由行さん）

住民環境課長 金子文仁さん。

住民環境課長（金子文仁さん）

議員御指摘のように、今回のプラスチック一括回収につきましては、プラ法の改正というところもございまして、それに伴ったものということもございしますが、その辺の根底にあるものが、おっしゃったようにリサイクル促進なんですけれども、海洋プラスチックとかそういったところの懸念もあるということで、環境保全につながるということも周知の中で含めていくということは検討したいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（高山由行さん）

そのほか。

[挙手する者あり]

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子さん）

まちづくり課に質問いたします。

まちづくり課では新規事業が4つありまして、ほかにもいろいろお聞きしたいことがあるんですが、3点に絞って質問したいと思います。

まず1点目ですが、13ページ、まちづくりネットワーク、みたけのえんがわ推進事業ということで、まずえんがわ登録団体が今どのくらいあるのかということと、そしてセミナー開催ということなんですけど60万円ですね、何回ぐらい想定してみえるのか、そしてこれの成果といいますか、どういうところを目指していらっしゃるのかというのが1つ目です。

それから2つ目ですが、その下の関係人口創出事業というところで、プロモーション業務委託料が400万円、これは何を何回ぐらい、どういう内容で、どういうふうにやられるのかというのを教えてください。

それから、この後イベント運営等業務委託料というのものもあるんですが、これについても何回ぐらいイベントを考えているのか。

それから、その上のところにゴルフ場連携や特産品開発、モニターツアー等を通じてとありますが、まずこのモニターツアーというのは公募されるのかどうか、そしてその後ろにある高付加価値な観光コンテンツというのがどういうものを指すのかということをお教えください、それが2点目です。

それから3点目、みたけ未来ファミリーというのがありますけれども、県外中学生7日間の滞在プログラムということなんですが、どういうふうに募集されるのか、何人ぐらい募集して、どういうふうに募集して選定するのかということと、あとどういうところを受入先とするのかということをお教えください。

以上3点です。お願いいたします。

議長（高山由行さん）

まちづくり課長 栗谷本真さん。

まちづくり課長（栗谷本 真さん）

それでは、ただいまの岡本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず初めに、みたけのえんがわでございますが、こちらは登録団体、個人も含めまして約10団体ほど今加入をしていただいております。正確に申し上げますと、えんがわの団体が12団体、個人が3人ほどとなっております。

それから、えんがわで予定しております事業の内容でございますが、おおむね2か月に1回程度の開催を予定しております。内容としましては、まちづくりや地域活動、関係人口づくりなどの分野で実践されている講師をお招きして、講座やワークショップ等を通じて町民の学びや交流の場をつくっていかうというものでございます。

それから、関係人口創出事業のほうでございますが、まずプロモーション事業の400万円というお話がございましたが、こちらは昨年12月に東京の老舗結婚式場であり地域プロモーションを展開しております八芳園さん、こちらと連携協定を結びまして、令和8年度はこの八芳園さんと共に町内の高校、それから町内の事業者さんと一緒に新たな特産品開発等を進めていく予定としております。

また、イベント等事業でございますが、こちらは令和7年度も実施をいたしました。町内ゴルフ場と連携したゴルフ周遊イベントですとか、観光資源を結んだツアー造成も視野に入れ

たモニターツアー等を開催していく予定としております。

あと高付加価値のほうにつきましては、実際昨年度富山県や北海道芦別等で同じようなプログラムが実施されておまして、この取組を参考に実施していくものでございます。

内容につきましては、現時点の予定でございますが、対象人数は都市部の県外中学生6名から8名程度を想定しております。夏休み期間中に7日間程度の滞在プログラムを実施する予定としておまして、内容といたしましては「働く・出会う・体感する・住む」、この4つの柱で構成した内容でございます。町内の仕事体験ですとか地域の大人との対話を通じまして、将来の生き方を体感していくというものでございます。

なお、募集等につきましては、広く公募をかけていく予定としております。また、対応していただく町内の事業者様等につきましては今後御相談ということになりますが、仕事の師とさせていただくとかですね、町民の有志の方には町の先生として町外の中学生等をお招きしてこの事業を進めていきたいと考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（高山由行さん）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子さん）

ありがとうございます。

まず、えんがわのほうなんですけれども、これってセミナーを開催されるわけですが、今登録されている団体だけでなく一般の方もいいということになるかと思えますけれども、これは同じ顔ぶれにならないような、今後どうやって募集をかけていくとか、そういったことを何か工夫されることがあれば教えてください。

それから、高付加価値的な観光コンテンツというのは、これはそうしますと八芳園さんと一緒に、高校と、それから事業者の方と新たな特産品というのが高付加価値な観光コンテンツということなのかというのが2点目の質問です。

それから、モニターツアーというのは、これは公募じゃなく限られた中でのモニターツアーということになるのかということも教えてください。

議長（高山由行さん）

まちづくり課長 栗谷本真さん。

まちづくり課長（栗谷本 真さん）

まず、えんがわの募集の形でございますが、今基本的にはみたけファンクラブのサイトを通じて募集等をかけさせていただいております。決まった団体の方という御指摘もございますが、来年度以降広く募集をかけていく取組も進めていきたいと思っておりますので、より多くの皆

さんに参加していただける形をつくっていきたいと思っております。

それから、高付加価値というところでございますが、高付加価値な観光コンテンツということは具体的に何かというところかと思いますが、いわゆる観光につきましては、単に安価なサービスを提供するというのではなくて、その地域ならではの価値を感じていただける体験を提供することが重要であると考えております。

これは例えば地域の歴史ですとか文化、食、自然などの資源を生かして、ここでしか体験できない内容に価値を持たせるということで、来てくださったお客様に適正な対価を支払っていくということが目指すところかと思っております。そうした意味で高付加価値なというところは、食、体験、文化といったところで様々なコンテンツを造成していくというところが高付加価値な観光コンテンツというところになるかと思っております。

それから、1点訂正をさせていただきたいと思っております。

えんがわの登録団体・個人ですが、団体が12、私個人は先ほど3と言いましたが、32の誤りです。申し訳ございませんでした。32です。

議長（高山由行さん）

そのほか。

11番（岡本隆子さん）

すみません、今答弁漏れです。

議長（高山由行さん）

モニターツアーのところですか。

11番（岡本隆子さん）

モニターツアー、はい。

議長（高山由行さん）

栗谷本課長。

まちづくり課長（栗谷本 真さん）

モニターツアーの募集につきましては、公募をかけていく予定としております。

議長（高山由行さん）

そのほか質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

5番 可児さとみさん。

5番（可児さとみさん）

先ほども聞かせていただきましたけれども、まちづくり課の14ページのところで、まず1つ目が、みたけ未来ファミリー滞在で、先ほど岡本議員の質問に対して詳しくは教えていただき

ましたが、先ほどの町長のお話でいきますと、地域等の外部パートナーによって実行委員会を結成するという事なので、そこで詳しい内容を決められると思うんですけども、この実行委員会の結成はどのようにされるかということが1つ。

そして、質の高いみたけファンの基盤構築と収益モデルの創造を図るとありますけれども、これはこの事業によって基盤構築と、また特に収益モデルはどのようなイメージでこちらを、この事業を行うことで収益モデルの創造を目標にしていらっしゃるかというところ。

そして、もう一つは、宿場町リスタート事業なんですけど、たくさんの事業をされるわけなんですけれども、運営支援業務委託料ということで予算が上がっていますので、これは1か所とか、例えば4つのワークショップとかありますので、トータルでコーディネートといいますか、支援業務をされるところがもう既に決まっているのかどうかと、あと内容について、1番の御嶽宿空き家活用ワークショップとありますので、これは具体的にもう使う空き家は見つけてあるというのか、決定しているのでしょうか、お答えをお願いします。

議長（高山由行さん）

まちづくり課長 栗谷本真さん。

まちづくり課長（栗谷本 真さん）

それでは、可児議員の御質問にお答えいたします。

まず、実行委員会形式ということでございますが、構成員は町内で活動するまちづくり団体や商工会等を予定しております。運営につきましては、実行委員会からこういった交流プログラムに実績のある民間事業者へアドバイスや御支援をいただく予定としております。

それから、みたけ未来ファミリー滞在学習事業の収益モデルの関係でございます。直接この事業を実施することで直近ですぐこの収益モデルというものができるわけではございませんが、みたけファンを獲得していく中で、将来的に何か事業が生まれたりとか、人とのつながりが生まれていく中で収益が生まれるような取組につながっていけばというところでございます。

あと、最後に、宿場町リスタート事業でございます。事業を大きく4つ上げてございます。

まず1点目、空き家活用ワークショップの空き家というところですが、御嶽宿内にある空き家等を予定しておりますが、こちらはただいま調整中でございますので、また決まり次第お知らせをさせていただきたいと思っております。

あと事業の主体というところに関しましては、これは御嵩町がもちろん主体となって進めてまいります。事業自体は委託業務として進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（高山由行さん）

5番 可児さとみさん。

5番（可児さとみさん）

ありがとうございました。

大まかなところが分かりましたので、また調べて質問させていただきます。今のところは分かりました。

議長（高山由行さん）

そのほか。

[挙手する者あり]

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子さん）

2点お伺いしたいと思います。

まず1点目は、重要施策は34ページですけれども、予算書は113ページですかね、給食費のことなんですけれども、今回、国の施策である小学生のための学校給食費の無償化ということで、御嵩町も全面的に無償化にするということで小学生は4月から給食費がなくなるわけですけれども、これは国のほうからは5,200円という基準があって月額しておりますけれども、御嵩町はそれで賄えない分は町の一般財源で負担をするということで上がっております。この説明書を見ると県と書いてありますけれども、県から来る4,862万円というのが児童掛ける5,200円という理解でよろしいでしょうか。

一般財源的には、それを差し引いた分を町が負担をするということで、1,734万9,000円を町が負担をして無償化をするという理解でよろしいかということをお聞きしたいのと、あと中学生に対しては1食30円分値上げと、今回小学生は無償になるけれども、中学生は30円分を上げさせていたきたいということでもありますけれども、これは中学生は1食30円ということは、今幾らで、上がると月額の給食費が幾らになるかというところを教えていたきたいと思いません。

物価高騰ということでもありますので値上げは致し方がないと思いますけれども、小学生は無償化で中学生は値上げということになりますので、中学生しか見えない家庭にとってみると、ああ、値上げか、小学生と両方見えれば片方が、小学生がただになるということになるのでいいんですけれども、30円分を町で負担できないかという思いもありましたのでお聞きいたします。

それから、もう一点ですが、先ほども質問させていただきました重層的支援体制整備事業の中で、重要施策は20ページですけれども、参加支援事業と地域づくり事業についての御説明をよろしく願いいたします。2点お願いいたします。

議長（高山由行さん）

1 点目。

教育参事 高木雅春さん。

教育参事兼学校教育課長（高木雅春さん）

それでは、大沢議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、今回、国のほうが給食費の保護者の負担軽減で出してくる補助金につきましては、1食1月5,200円で、今回の算出は、そこに児童数850人で11か月分負担してくれるという情報が来ておりますので、その分を計上させていただいているところでございます。その差額については町のほうで負担をするということで無償化を実施するということになっていきます。

中学生につきましては、今現在、給食費1食290円です。そこで本来値上げ額としては130円必要なので420円にしたいと思っておりましたが、保護者の負担軽減を考えて100円分は町のほうで負担するというので、その後の保護者の負担していただく額は320円ということになります。

30円分を町が持てないかというお考えをお持ちということでございますが、町といたしましては、給食につきましては今、本当に物価高騰にある中で、受益者負担ということからすると、保護者の方にはやっぱりある一定の負担は求めたいということで値上げをさせていただくことになりました。

そんな中で国が無償化をする、負担軽減を大きくしたいということで、それに乗って小学生は負担軽減をして無償化ということにはなっていきますけど、中学生の保護者の方におかれましては30円負担ということにはなりますが、町の給食は安全・安心で栄養バランスの取れた給食を提供し続けたい、質も保障していきたいと考えておまして、今回の値上げに当たりましては、町の今の考えと負担については、やはり保護者の負担はある程度お願いしたい、その負担についても一部は町の税金で賄っていますので、御理解のほどお願いしたいという文書をお出しいたしまして御理解を求めているところでございます。

今後、中学生の給食費の無償化については、町独自でできるものではないと考えておりますので、国が行うということになりましたら、それに従って無償化は実施していきたいと思っておりますので御理解いただきたいと思います。

議長（高山由行さん）

福祉子ども課長 瀬瀬泰浩さん。

福祉子ども課長（瀬瀬泰浩さん）

私のほうからは重層的支援体制整備事業に関してお答えいたします。

まず、参加支援事業につきましては、既存の社会参加に向けた事業では対応できない方に

対しまして、地域資源や支援メニューとのコーディネート、マッチングなどを行い、本人やその世帯の支援ニーズに合った支援プランをつくり、社会とのつながりづくりに向けた支援を行うものでございます。

それから、地域づくり事業につきましては、地域住民が世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保、多分野のプラットフォーム形成など、交流参加、学びの機会のコーディネート機能を担うものです。こちらでは、高齢ですとか障害などの各分野においては、それぞれ個別の地域づくりの事業が展開されておりますが、これらを一体的に行えるように属性に関わらず受け入れ、複雑化、複合化した課題を受け止めた場合は、速やかに多機関協働事業のほうへつないでいって、速やかに支援につないでいくという性格も持ち合わせております。

以上の説明になります。

[挙手する者あり]

議長（高山由行さん）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子さん）

中学生の、要は給食費というのは今幾らで上がると幾らになる。1食30円というと本当に少ない感じがするんですけど、月にしたら幾ら支払いが増えるのかということをお聞きしたいと思います。

それと、福祉子ども課長のほうですけれども、今の説明はありましたけど、例えばどんな事業かということが分かれば教えていただきたいと思います。

議長（高山由行さん）

給食費の件は。

教育参事 高木雅春さん。

教育参事兼学校教育課長（高木雅春さん）

給食費につきまして、月額でいいますと、今5,500円納めていただいております。それが1食320円になる、30円値上げすることによって1食1月6,000円、500円月々値上げした額で納めていただくということになりますので、よろしく願いいたします。

議長（高山由行さん）

福祉子ども課長 瀬瀬泰浩さん。

福祉子ども課長（瀬瀬泰浩さん）

例えばどんな事業かということですが、参加支援事業につきましては、地域資源ということになりますけど、例えば子ども食堂ですとかそういったものがあるんですが、そこに自身で行けないというような方も見えますので、そういった方に対しては、例えば同行して一

緒に行ってつないでいくとか、そういったようなものが参加支援事業に当たるかと思います。

それから、地域づくり事業につきましては、先ほども言いましたとおり、既存の各分野での地域づくりの事業がありますので、基本的にこれらはそれぞれの分野の方を対象としておるところでございますけど、これについてもほかの分野、例えば高齢者対象のものに子供が行ったりですとか、障害者が参加できたりとか、そういった形での地域づくりを進めていくという事業でございます。以上です。

議長（高山由行さん）

そのほか。

〔挙手する者あり〕

大沢さん、3回目ですけど。

10番（大沢まり子さん）

3回目、再質は1回で。

議長（高山由行さん）

基本2回なので。

10番（大沢まり子さん）

2回ですか、それじゃあいいです、大丈夫です。

議長（高山由行さん）

それでは、そのほか質疑ありますか。

〔挙手する者あり〕

3番 山田徹さん。

3番（山田 徹さん）

すみません、今の沢議員の質問にちょっと関連することかもしれませんが、主要な施策の20ページの一番上にあります重層的支援体制整備事業、これは委託という形で先ほど施政方針の質問にもあったんですけども、社会福祉協議会へ全て委託していくということになるんですよね。これは、国や県からの交付金をいただいておりますので、将来的には会計検査というのが入ってくると思うんです。そのときに社会福祉協議会のほうに全面的に委託しておって、そのチェック体制をこちらの役場のほうでやっていかなくちゃいけないと思うんですけども、その辺りの体制というのはもう完璧にできておるということでスタートするという事なんでしょうか、それがまず1点目。

それと、予算書の55ページですけども、これの中間地点にあります負担金、補助及び交付金のところで社会福祉協議会の補助金があります。令和8年度で4,293万6,000円ですか、昨年度が3,800万円ほど、その前が令和6年度ですけども、2,500万円ほどということで、年々どん

どん増えてきておるんです。事務局方の人件費ということだとは思いますが、その辺りはやはり社会福祉協議会のほうに調査といいますか、言うなりにお金をあげておるのか、それともちゃんと精査してこの補助金を出しておるのか、その辺りはどういう体制になっておるのかということをお聞きしたい。

それと、これも予算書65ページですけれども、下のほうにございます児童館費、こちらの細かいことなんです、役務費が13万6,000円計上してあります。昨年も13万6,000円、その前も13万6,000円ということで、今回中の児童館は取り壊されて物はないと思うんですけれども、これを継承したという理由がちょっと分からないので、その辺りの説明。

それとあと委託料ですけれども、指定管理委託料、これが今年は2,130万8,000円なんですけれども、昨年と比べますと320万円ほど増えておると思うんです。これは、昨年じゃなくて12月の補正で、債務負担ということで指定管理をすると同時にお金のほうも上げられておられますけれども、構成員を増員されるのか、それとも単純な人件費の値上げだけで300万円も年間、恐らく中の児童館も含めましても4人見えると思うんですけれども、そのくらいの人件費が上がるといことなんでしょうか、その辺りちょっとお聞かせください。

議長（高山由行さん）

福祉子ども課長 額額泰浩さん。

福祉子ども課長（額額泰浩さん）

山田議員の御質問にありました、まず重層的支援体制整備事業のほうですが、社会福祉協議会に委託するものにつきましては、この主要施策の中でいうところのアウトリーチ等を通じた継続的支援業務委託、それから参加支援事業及び地域づくり事業業務委託、この2本でございます。

全面的にということに近い部分はありますけど、これに加えて重層的支援体制整備事業の核となる部分が多機関協働事業というものがございまして、こちらにつきましては、国の実施要綱でも市町村が直営でやりなさいということで、こちらを町が直営でやることによって全体のかじ取りをしていくという事業になっておりますので、その中でチェック体制も構築できていると考えております。

それから、予算書の社会福祉協議会の補助金のほうでございますけど、年々増加しているというところにつきましては、おっしゃるとおり人件費の増加というところになっております。

こちらにつきましては、社会福祉協議会のほうから言われた額をというわけではなくて、その金額を積算していく中で、社会福祉協議会からの要望をチェックの上、予算計上しておりますし、また執行におきましてもやはり同様にチェックをしておるという状況でございます。

最後に児童館のほうですが、役務費の計上につきましては、この予算計上の段階におきまし

てリースの仕様がまだはっきりと固まってない状況で計上しておりますので、今年度同様の金額を計上しておりますが、最終的に固まった仕様の中ではリース料に含んでくるということになりますので、最終的に執行がされないものとなっております。

それから、指定管理料のほうですが、こちらはおっしゃるとおり320万円ほど増加しております。こちらにつきましては、人件費及び管理料の増加ということになりますが、先般の物価高騰、それから人件費の高騰により1割程度は増加が見込まれるということでございます。なお、構成員の人員の増加というのはありませんで、今の現状の人数での金額となっております。以上になります。

〔挙手する者あり〕

議長（高山由行さん）

3番 山田徹さん。

3番（山田 徹さん）

ありがとうございます。

重層的なところの委託料については、イメージ的には湧くんですけれども、事業を行っていく上ではかなり重なってくると思うんです。その事業そのもの自体が同じ支援体制というか相談にするにしても、その方のところが子供さんやお年寄りやそういった障害の方とか、いろいろなパターンがそれぞれあると思って、そのすみ分けというのはできるものなのかどうか、その辺りのイメージはどうなんでしょう。この事業で、この委託でこの支援、相談を行っておるか、そういう結果みたいなものはできるものかどうか、その辺りはどうなんでしょう。

それと、先ほどの中の児童館のこともちょっと話を上げましたけれども、今現在どのような状況になっておるか、中の児童館、それもちょっとお聞かせください。

議長（高山由行さん）

福祉子ども課長 瀨瀨泰浩さん。

福祉子ども課長（瀨瀨泰浩さん）

まず、重層的支援体制整備事業のほうのすみ分けということでございますが、まずこの重層的支援体制整備事業の対象になる方というのが、先般からも町長の答弁等でもいろいろ申し上げておりますけど、基本的には複雑化、複合化した課題をお持ちの方ということになります。この重層的支援体制整備事業の中で、その絡まり合った課題を解きほぐして、それぞれの分野の支援に何が必要かというのを見極めて、それぞれの分野の支援につなげていくという事業になりますので、そこまでの事業ということになります。

個々の分野の事業につきましては、それぞれの分野での支援というふうになりますので、流れとしましては、その解きほぐしができて、それぞれの分野での支援が開始されれば重層的支

援体制整備事業での支援は終結するというような形になります。

それから中児童館の現状でございますけど、2月に入札を執行いたしまして今月中には契約締結の見込みです。予定としましては6月末までには建物が完成する予定となっております。以上です。

議長（高山由行さん）

そのほか質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

8番 奥村悟さん。

8番（奥村 悟さん）

すみません、2点お願いします。

まず1点目ですが、予算書のほうですけれども、84ページですね、新規ということで、東海地区外国人観光客誘致促進協議会負担金ということで10万円予算化しておりますけれども、これは東海地区の協議会なんですけど、300万円ぐらいの予算で、岐阜県、愛知県、三重県、静岡県、名古屋市、静岡市、浜松市、各県・市観光協会等となっていて、4県内の39市町村となっていますが、古いデータかと思うんですけれども、東海地域の自治体等が連携し、各地域が一体となって当地域への外国からの観光誘客を促進すると、そういうことだと思うんですけれども、これを10万円払って御嵩町の関わり、こういった協議会のほうとどのように関わっていくのか、そこら辺のことを教えていただきたいと思います。

それから、もう一点ですが、主要施策の概要ですけれども、30ページの森林整備意向調査等業務というのが新規で上がっておりますけれども、民有林の整備をしてゾーニングマップの作成ということなんですけれども、今町有地なんかは森林経営信託のほうで整備が進まれていますけれども、伏見の区有山についても数年かけて間伐等を行って整備をしたんです。民有林についてははかなり荒廃して、本当に現地を見てもかなり荒れておることなので、こういったことをやっていただくことは大変有意義なことかなというふうに思うんですけれども、今回ゾーニングマップの作成だけなんですけれども、これはどんなふうに作成をしていくと、森林管理士を使うということなんですけれども、今後の展開ですね、どんなふうに今後そのマップを作ってから展開されていくのか、この辺をちょっと教えていただけますか。

議長（高山由行さん）

まちづくり課長 栗谷本真さん。

まちづくり課長（栗谷本 真さん）

それでは、奥村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

東海地区外国人観光客誘致促進協議会というところで、御嵩町の関わりについて御質問いた

いただきました。

議員からも御説明がありましたように、岐阜県、三重県、静岡県浜松市、愛知県名古屋市等々で構成されるインバウンド誘客促進のための協議会になりまして、御嵩町としましては令和8年度より加入をしたいというふうに考えております。

この協議会との関わりについてでございますが、近年、訪日外国人が大幅な増加傾向にある中、議員も御承知のとおり御嵩町におきましても、中山道を歩く外国人ウオーカーが年々増加傾向でございます。しかしながら、これまではツアー会社が造成したツアーによりまして外国人が御嵩町にも来訪するという、ある意味受け身のような状況でございました。令和7年度につきましては、瑞浪市と連携をしまして旅行会社等をお招きしたファムトリップを開催するなど、旅行商品の造成にも着手をいたしました。これらの旅行商品を造成し、今後仕掛ける仕組みといたしますか、取組につなげていきたいというふうに考えております。

来年度からは、この東海地区外国人観光客誘致促進協議会に加盟をいたしまして、積極的に御嵩町の中山道ですとか、近隣市町との周遊プログラムを造成して海外に売り込んでいくためのものと考え、この協議会へ加盟するものでございます。

議長（高山由行さん）

農林課長 大久保嘉博さん。

農林課長（大久保嘉博さん）

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

今回行います森林整備については、民有林、こちらは人工林となっております。

町有林につきましては、先ほど奥村議員もおっしゃいましたように信託等で整備をされておりますが、今回この民有林を整備することにより森林資源の活用や災害防止、鳥獣被害防止など努めていければというふうに思っております。

今後のスキームというところでございますが、まず令和8年度はこの人工林というところでございますけれども、どういう種類の木がどういう場所にあるかといったところを把握するための地図を作成させていただきます。そして、その後その地図によって場所、どういったところを整備していくかというところの場所の選定といったところを令和9年度から始めまして、そこで対象地番の抽出、また所有者のリスト作成といったところを令和9年度に行います。令和10年度は、そのリストに基づいて所有者への意向調査ということになります。

今回の事業は、所有者からの委託を受けて整備をするということになりますので、所有者からこれを委託してやってもいいよといったような意向調査をする必要がありますので、その意向調査を令和10年度にやります。その意向調査を受けて令和11年度から森林整備ができればというふうに考えております。

以上です。お願いいたします。

[挙手する者あり]

議長（高山由行さん）

8番 奥村悟さん。

8番（奥村 悟さん）

今の東海地区の促進協議会のほうですが、10万円という金額が多いか少ないかちょっと分かりませんが、その会議等に出てという話なのか、そこら辺の情報がこちらのほうから得られるのか、そういったことと、県内はちなみに御嵩町だけなのか、ほかはどこか入っていて、そういうところと協議しながらできるのか、そこら辺をちょっと教えていただけますか。

議長（高山由行さん）

まちづくり課長 栗谷本真さん。

まちづくり課長（栗谷本 真さん）

それでは、お答えをさせていただきます。

まず、この協議会に参加するメリットというところかと思えます。

もちろん、この協議会に参加することで様々な情報というのは得られますし、あとは協議会の予算の中で海外で旅行博等が開催される際などには、ターゲットとなる国へ旅行商材の売り込みに行きまして、直接御嵩町の中山道などの魅力的な旅行コンテンツを売り込むことが可能となります。その渡航費等が協議会により賄われるというメリットがございます。

あと参加している県内の市町でございますが、岐阜県内ですと17の市町村が加盟をしております。近隣でいいますと多治見市ですとか美濃加茂市ですね、あと町村で行きますと、養老町、関ヶ原町、揖斐川町、白川村などが参加をしてみえます。以上です。

議長（高山由行さん）

そのほか質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑もないようですので、質疑なしと認めます。

これで議案第10号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第10号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第10号は、総務建設産業常任委員会に審査を付託することと決定いたしました。

なお、議案第10号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託しましたが、民生

文教常任委員会の所管部分につきましては民生文教常任委員会で審査をしていただき、その審査結果を総務建設産業常任委員会委員長に報告をしていただきますようお願いいたします。

ここで暫時休憩といたします。予定再開時刻を13時10分とします。

午前11時51分 休憩

午後1時10分 再開

議長（高山由行さん）

休憩を解いて再開いたします。

冒頭、先ほどの午前中の大沢議員の質疑に対しての答弁に教育参事より発言を求められておりますので、これを許します。

教育参事 高木雅春さん。

教育参事兼学校教育課長（高木雅春さん）

先ほど、委員会付託前の質問の中で、大沢議員のほうから中学生の給食費の月額が幾らから幾らに変わったかというところに関して、私のほうからは5,500円から6,000円になるというふうな発言をさせていただきましたが、5,500円ではなくて5,800円でしたので、ここで訂正をさせていただきます。もともと5,500円じゃなくて5,800円で、5,800円が6,000円になるということになりますので、ここで訂正をさせていただきたいと思います。すみませんでした。

議長（高山由行さん）

次に、議案第11号 令和8年度御嵩町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

6番 鈴木秀和さん。

6番（鈴木秀和さん）

主要施策、40ページになります。

子ども・子育て支援納付金というのがあります。これはたしか我々がということはないんですけど、国民保険料1人当たり100円とか200円でしたっけ、それを回すということで徴収することだったんですけど、これは結局、健康保険を払っている人1人幾らというのを県から集めて、それを県のほうで使うということなんですけど、これって県のほうの予算もあったと思うんですけど、何に使うとか、そういうのははっきりしているんですけど、それを確

認したくて質問しました。お願いします。

議長（高山由行さん）

保険長寿課長 日比野克彦さん。

保険長寿課長（日比野克彦さん）

鈴木議員の御質問にお答えをいたします。

子ども・子育て支援金につきましては、県で使うというよりは国で使うために、まずは市町村が県に納付をして県からまた国に納めて、国の子育て施策のために使うというものであります。

いろんな使い道がありますけれども、児童手当の拡充ですとか、それこそ子ども誰でも通園制度の実施ですとか、いろんな子育て施策を充実させていくに当たっての費用に充てるということで、こども家庭庁が示しておりますのでよろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（高山由行さん）

6番 鈴木秀和さん。

6番（鈴木秀和さん）

1人当たりの金額って何か一度聞いたと思うんですけど、もう一度教えてください。

議長（高山由行さん）

保険長寿課長 日比野克彦さん。

保険長寿課長（日比野克彦さん）

段階的な引上げが予定されておりますが、令和8年度でいきますと、1人当たりの月額が250円というふうになっております。

議長（高山由行さん）

そのほか質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 山田徹さん。

3番（山田 徹さん）

これは補正予算のときにもちょっとお聞きしたんですけども、国保の基金ですね、今4億2,000万円ほどあるというようなことなんですけれども、今回この当初予算のほうには基金の繰入金は全く反映されていないと、なおかつ税率を上げた分は反映されておると思うんですけども、これは全体の予算を見ますと1億3,400万円ほど昨年度と思うと予算自体が縮小しておるんですけども、今後基金をどのように使っていくかというのと、実際この被保険者ですね、これはどのくらい今回は減るような予定で計算されてあるのか、その辺りちょっとお聞かせく

ださい。

議長（高山由行さん）

保険長寿課長 日比野克彦さん。

保険長寿課長（日比野克彦さん）

山田議員の御質問にお答えをいたします。

令和8年度当初予算につきましては、基金の積立て、繰入れは想定しておりませんが、やはり医療費が急激に引き上がる場合には基金の繰入れが必要になる場合がございますので、今後補正の際に基金の取崩し等があるようなことが考えられます。

被保険者数につきましては、ちょっと正確な数字はお答えしにくいですが、1月末時点でいくと3,200名程度なんですけど、令和7年、1年前と比べるともう150人ほど減っておりまして、今社会保険の適用拡大というのが徐々に行われておりますし、高齢化も進んでおりますので、高齢化が進む部分は増加に転じるころではあります、社会保険の適用拡大というところで、やはり被保険者数というのは今後も減っていくということが見込まれています。以上です。

[挙手する者あり]

議長（高山由行さん）

3番 山田徹さん。

3番（山田 徹さん）

それと県への納付金ですね、3種類あるんですけれども、医療と後期高齢者と介護と。この分は県のほうからいつ頃示されておるとい、そういう数字なんでしょうかね。また恐らく変更はしてくるとは思うんですけれども、いつ時点の金額でこれは当初は組んであるとい、はい。

議長（高山由行さん）

保険長寿課長 日比野克彦さん。

保険長寿課長（日比野克彦さん）

まず、納付金については仮算定と本算定というのがありまして、11月頃に仮算定の数字が示されまして、1月の中旬に本算定の数字が示されます。本算定の数字を当初予算には反映しておりまして、県のほうは本算定以降は年度内に変更を予定しておりませんので、この数字で納付金は確定ということになります。よろしくお願ひします。

議長（高山由行さん）

そのほか質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで議案第11号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第11号につきましては、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第11号は、民生文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

議長（高山由行さん）

次に、議案第12号 令和8年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで議案第12号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第12号につきましては、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第12号は、民生文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

議長（高山由行さん）

次に、議案第13号 令和8年度御嵩町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

6番 鈴木秀和さん。

6番（鈴木秀和さん）

主要な施策の43ページになりますが、新規事業ということで介護認定調査デジタル化事業というのがあります。介護認定調査のデジタル化事業、介護認定したときの紙をデジタル化して、どういうことなのかなというものがまず1つ。

それから、それを可児市と御嵩町で共同して行くと、共同導入すると、この辺の経緯とか負担とか、これはどうなっているかというのを教えてください。

議長（高山由行さん）

保険長寿課長 日比野克彦さん。

保険長寿課長（日比野克彦さん）

ただいまの御質問にお答えをいたします。

介護認定調査デジタル化事業でございますが、従来紙で行ってございました認定調査につきまして、タブレット端末を活用して、そこに調査項目、調査結果を入力しまして、あとAIがその確認作業を行ってくれるということで、大変認定調査の効率化が図られるというものでございます。

この導入に至った経緯につきましては、可児市のほうから提案がございました。可児市と共同で導入することによって、可児市と御嵩町が今のところ認定審査件数で案分をして負担金を定めることにしております。御嵩町で単独で導入するよりはかなり経費が抑えられますので、それで御嵩町としても認定審査の効率化が図られますし、費用としても安く導入できるので実施を行うことにしております。よろしくお願ひします。

議長（高山由行さん）

そのほか質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで議案第13号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第13号につきましては、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第13号は、民生文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

議長（高山由行さん）

次に、議案第14号 令和8年度御嵩町水道事業会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで議案第14号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第14号につきましては、総務建設産業常任

委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第14号は、総務建設産業常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

議長（高山由行さん）

次に、議案第15号 令和8年度御嵩町下水道事業会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで議案第15号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第15号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第15号は、総務建設産業常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

議長（高山由行さん）

次に、議案第25号 御嵩町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで議案第25号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第25号につきましては、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第25号は、民生文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

散会の宣告

議長（高山由行さん）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて散会といたします。次の本会議は3月19日に再開いたしますので、よろしくお願いいたします。御苦労さまでございました。

午後1時23分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 高 山 由 行

署 名 議 員 岡 本 隆 子

署 名 議 員 谷 口 鈴 男

